

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 夏目 美貴子

論 文 題 目 看護学実習における患者情報取り扱い上の問題と指導についての検討  
- 情報プライバシーの視点から -

### 論文審査担当者

主 査	名古屋大学教授	前川 厚子
	名古屋大学教授	本田 育美
	名古屋大学教授	太田 勝正

## 論文審査の結果の要旨

看護学生は、臨地実習において患者に関する多様な情報を収集し、実習記録等に記載し、さらに実習指導者への報告カンファレンスを通じて他の学生と情報共有を行っている。したがって、看護基礎教育課程における患者情報の適切な取り扱いについての教育の重要性は明らかである。しかし、看護基礎教育課程としての患者情報の取り扱いに関する具体的な指導内容はまだ示されていない。そこで、本研究では看護基礎教育における患者情報の取り扱い上の問題を明らかにし、患者情報の適切な取り扱いのために必要な内容を明らかにすることを目的に調査を行った。

調査対象は、全国の看護系大学および、臨地実習で直接指導を担当する教員である。大学に対しては、患者情報の取り扱いに関する大学としての規程の有無を調査した。学生の指導を直接担当している教員に対しては、学生が患者情報を取り扱う上での問題の経験、および、問題を起こさないために必要な指導内容等について調査した。また、必要と考えられる指導について、一部の対象に対して再調査を行い、妥当性を確保した。

その結果、以下のような知見が得られた。

- 1) 看護系大学の多くは、看護学生の患者情報取り扱いに関する規程を定めていた。
- 2) 看護学生による患者情報の取り扱いには多くの問題が生じており、その中には、学生の情報プライバシーに関する意識の低さから生じている問題があった。
- 3) 臨地実習では、患者を特定できる情報やプライバシー性の高い情報がカンファレンス等を通じて共有されており、カンファレンス等での情報共有のあり方について、検討が必要であることが示された。
- 4) 看護学生による患者情報の適切な取り扱いのために必要な指導項目として、多角的な視点から成る 18 項目の指導内容を得ることができた。
- 5) 電子媒体で作成した記録類に関しては、媒体の保存場所や保管方法、実習終了後の媒体の消去法など、具体的な指導が必要であることが示された。
- 6) 実習期間中だけでなく、実習開始前や終了後にも学生に対する情報プライバシーについての意識づけのための指導が必要であることが示された。

看護教員は、学生による患者情報の取り扱いに関する具体的な指針内容がない中で、患者の情報プライバシーの確保と学生に対する学習効果の維持・向上の両立に悩みながら実習指導を行っている。このような状況の中で、学生に必要な 18 項目の指導内容を提示することができたことは本研究の意義である。本研究で得られたこれらの項目を優先的に指導することにより、患者情報の取り扱いに伴う問題を予防できるとともに、実践的でより適切な患者情報の取り扱いについて学生に指導できると考える。

以上の理由により、本研究は博士（看護学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。